

理事・監事及び評議員に対する報酬等支給基準表

(評議員の報酬等)

第1条 社会福祉法人千草会定款（以下「定款」という。）第8条の規定による「評議員の報酬」は、評議員会へ出席した時、その他法人業務に関わった時は、次のとおり日当を支給する。

(1) 評議員の報酬

1日 4時間未満 10,000円

1日 4時間以上 20,000円

(役員の報酬等)

第2条 定款第21条の規定による「役員の報酬額」は、理事会、その他の会議、監査等へ出席した時、決裁のための法人業務に関わった時は、次のとおり日当を支給する。

(1) 理事・監事の報酬

1日 4時間未満 7,500円

1日 4時間以上 15,000円

2 施設長が理事に就任している場合、職員もしくは嘱託職員として支給される給与に加え、役員報酬として、前項の報酬を支給するものとする。

(報酬の支払い方法)

第3条 評議員、役員への報酬の支払い方法は、次のとおりとする。

(1) 決裁のための法人業務への出席をした役員については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月10日（当日が土・日曜又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により行う。

(2) その他の評議員、役員については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉徴収額を控除した額を支払う。

(費用弁償)

第4条 出張旅行費については、日当を除いて、法人旅費規程に基づき支給するものとする。